国土交通省

東北運輸局プレスリリース

《発表記者会：東北電力記者会》
《　〃　：宮城県政記者会》

平成２９年　７月１１日
国土交通省　東北運輸局

仙台市に対して警告書を交付しました

平成２９年６月２０日に仙台市交通局長町営業所所属の運転者が、路線バスの運行中にスマートフォンを操作していたことから、平成２９年６月２２日に東北運輸局及び東北運輸局宮城運輸支局が仙台市交通局長町営業所に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は、下記のとおり警告書を交付しましたのでお知らせします。

記

１　警告書交付年月日
　交付年月日：平成２９年　７月１１日（火）

２　行政処分等対象事業者及び営業所
　事業者：仙台市（宮城県仙台市青葉区木町通１丁目４番１５号）
　　〔法人番号８０００００２００４１００９〕
　営業所：長町営業所（宮城県仙台市太白区長町５丁目８番１８号）

３　行政処分等の概要
　事業者に対する警告書の交付

４　違反の概要
　運転者に対する指導及び監督を適切に行っていなかった。
　〔道路運送法第２７条第３項、旅客自動車運送事業輸送規則第３８条第１項〕

《問い合わせ先》
東北運輸局　自動車交通部　自動車監査官
内澤・滝沢・渡邉
℡：０２２－７９１－７５３２